

自動車リサイクル法の変更届チェック表（破砕業用）

事業の全部若しくは一部を廃止した場合、又は次に掲げる事項を変更したときは、30 日以内にその旨を都道府県知事（政令市長）に届け出さなければなりません。（法第 64 条、法第 72 条で準用する法第 64 条、法第 63 条第 1 項、法第 71 条第 1 項の規定）

- ①氏名及び住所
- ②名称、住所及び代表者の氏名
- ③事業所の名称及び所在地
- ④役員の氏名及び住所
- ⑤使用人の氏名及び住所
- ⑥法定代理人の氏名及び住所
- ⑦施設の概要
- ⑧100 分の 5 以上の出資者の氏名、名称及び住所
- ⑨標準作業書の記載事項、廃棄物処理法の許可番号
- ⑩解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積換え又は保管を行う場合には、当該場所に関する次に掲げる事項(1)所在地(2)面積(3)保管量の上限

（受付： 年 月 日 担当： ）

提 出 書 類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	備 考
1	破砕業変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式第十一（破砕業）
2	処理施設の構造を明らかにする図面			△				△				平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書
3	位置図			△				△				1 万分の 1 程度の土地利用が判る地形図
4	事業場の付近図見取図			△				△				2,500 分の 1 程度のもの
5	事業場に係る土地の登記簿謄本			△				△				
6	地番集合図、公図の写し及び土地所有者一覧			△				△				様式 3
7	土地及び施設の所有権を証する書類			△				△				所有権を有しない場合は、使用承諾書等が必要
8	住民票（本籍地記載・外国人の場合は国籍記載） 登記事項証明書（法人の場合） 登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書）	○			△	△	○		△			法人：役員、政令使用人、株主及び出資者（百分の五以上） 個人：申請者、政令使用人 申請者が未成年の場合：法定代理人（上記に加えて提出） 発行日より 3 ヶ月間有効
9	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び定款又は寄附行為		○		△				△			申請者が法人の場合のみ必要 発行日より 3 ヶ月間有効
10	欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	その他変更に係る書類									△	△	

上表のうち、△は「変更に係る部分に限る」を示す